

平成20年度社会福祉法人いいたて福社会事業計画

1. 基本方針

特養30床増床、やまゆり保育所の運営、新エネルギー（チップボイラー）の導入が本年度より施行され、経営的観点からみれば、引き続き厳しい状況が予測されるため、当法人が運営する各事業の安定化を図るとともに、子どもから高齢者まで地域に根ざしたサービスを提供するため、定期的な理事会・評議員会・監事会を開催し、法人役員として経営のみならず積極的に運営に参画し、当法人らしい施設づくりを目指す。

2. 事業内容

- ・理事会・評議員会・監事会の開催
 - ア. 理事会年4回、評議員会年2回、監事会年1回を基準に開催する。
 - 予算、決算、基本財産、事業計画及び事業報告の審議
 - 定款及び諸規程変更の審議
 - その他必要に応じて臨時に理事及び評議員を召集し審議する。
- ・役員研修等
 - ア. 関係機関が主催する役員研修会に参加する。
 - 県主催の役員研修
 - イ. 先進施設、関連施設等への視察研修を実施
 - 充実した運営及び経営のノウハウに関すること。
 - 他施設から取り入れられるものの研究等

3. その他

- ご利用者及びご家族等と役職員のコミュニケーションを図る交流会を実施
- 主行事に参加（当会が運営する各事業所の主行事に案内通知をする。）
 - ホーム家族会と当会役職員の交流会を実施
 - 保育所の保護者会と役職員の交流会を実施

1. 基本方針

家族との絆を大切にし、地域の役割の中で暮らしてきた、ご利用者を尊重しながら、大切なステージを過ごして頂くことに携われる仕事であることに理解と誇りを持ち、ご利用者の今までの在宅の暮らしから施設という新たな環境の中でも生活が継続できるようにする。また、生活にケアが寄り添う“特別”なものではなく普通の暮らし（「わが家」）を一緒に築きあげていく。

2. 重点事業

(1) 継続事業

① 「家族等との繋がり」を大切にしてい

ア 家族等との繋がりを今まで以上のものにしていく。

- ・ ご利用者の誕生日を、施設側のみの計画にならないように、事前に家族と相談し、計画を立て、ご利用者と家族と一緒に祝いできるようにする。
- ・ 誕生会の準備は、2ヶ月前に家族へ手紙を出し、「どんな誕生日にしたいか」（自宅への外出・外泊、外食、旅行等）を選択して頂き、在宅での誕生会と変わらないものにしていく。
- ・ 誕生会のケーキ等は、厨房手作りでご利用者が好まれる食べ物やケーキでお祝いする。
- ・ 行事等への参加呼びかけを行うことで、きっかけづくりをし、面会しやすい環境を整えていく。
- ・ 家族への手紙（2ヶ月1回）に、日常生活の様子（エピソード）や写真を載せることで、情報を共有していく。
- ・ ご家族等が衣・食・住にかかわりを持って頂くことで、施設での生活と自宅での生活の壁をなくしていくよう努める。

② 生活の質を高め、残された機能を活かし、役割や生き甲斐・楽しみを支援する

- ・ ご利用者の「できない」から「できる」への視点に転換し、残されたわずかな能力を支え補って、自立意欲を高めるように働きかけていく。
- ・ 「～をしたい」の目標が持てることで、生活行為を介護から支援へ換えていく。
- ・ 「今日は～ができた」と1日の過ごし方を省みることで、達成感を共感していく。

③ ご利用者の‘顔’を見て行うケアに再度取り組み見直していく。

- ・ ご利用者を知ることから始まり、一方的なケアとなっていないか確認し、ケア会議・家会議で再度見直し目標を持つ。
- ・ 三大介護である食事・入浴・排泄を、原点に戻り見直し、ご利用者が望んでいる生活を、より良いものにしていく。
- ・ 職員がご利用者から教えられていることで、痛み・喜び・寂しさ・楽しみ等を共感しお互いに尊重していく。

④ 重度化における個別ケアと終末期ケアの支援

- ・ 意思疎通が困難なご利用者への、疎外感・孤独感解消への配慮
- ・ 口から食べられることの重要性を維持
（栄養士、厨房職員との連携にて、食事形態や嗜好等に配慮し、美味しく、楽しんで、安全に食事ができるようにしていく。
- ・ 最期の一呼吸まで、その人らしく生活ができるよう、ゆとりと安楽なケアを忘れ

ず、看護職員とともに連携し、大切な時間を過ごせるようにしていく。

(2) 新規事業

① 地域で暮らす

ア 外出の支援

(施設から外にでることで、季節の変化やなじみの風景を感じることで、メンタル面の支援に繋げてゆく。看護職員等の協力を得て、最低でも一人年1回は外出(遠方へのドライブや買物・食事等)ができるように計画支援する。)

イ 家族・地域の人とのふれあい

(ボランティア等の訪問や交流がある際、ご家族等に声かけを行い、一緒に楽しめる時間をつくる。)

② 入浴介助の見直し

ア ご利用者が重度化となっても、入浴時間をゆったりととれるよう、安全面への配慮、入浴行為の目的を再度考え、機械浴の必要性和個別浴へのメリットを検討していく。

3 具体的な施策

(1) 各委員会の充実

① 委員会の必要性和目的を明確にし、より良いケア及び業務を目指し、現在の7つの委員会から5つの委員会に見直し、より専門的な知識を習得するとともに、委員が中心となり取り組んでいくスタイルに変更。

ア 口腔ケア委員会(食事含む)

口腔ケアに関するあらゆる方法の取り組みと、食事に関する環境作り等について取り組んでいく。

イ 入浴委員会

年々重度化となり、個浴利用から機械浴へ増えつつあるなかで、個浴の重要性を学ぶとともに、一人浴の技術を見につけ、ご利用者に合った入浴が行えるようにしていく。

ウ 排泄委員会(褥瘡含む)

ご利用者一人ひとりに合った排泄が快適にできるよう検討し、排泄用品(紙おむつ・パット・失禁パンツ等)や排泄環境の選定を見直しする。

エ 行事・環境委員会

行事委員会と環境委員会を一緒にすることで、レクリエーションのみではなく、生活していくうえでの行事も同じ視点から捉え、計画的に行っていく。

オ リスクマネジメント委員会

福社会全体として取組んできた委員会を、再度ホーム(生活の場)観点から見直しを行い、如何に「気づけるか」を検討してゆくことで、最小のアクシデントに留める。また、実務に基づいて再度介護マニュアルを見直しをしていく。

(2) 家向上委員会

① ご利用者中心の生活ケアを最重点とし、意識向上・生活支援・食事推進での問題や現在のケア維持、向上を進めていく。

② 家向上委員会での決定した事項は周知徹底するとともに全職員が取り組める方向を導く。

③ ご利用者のケアはもとより、職員の質の向上及び育成方法についても取り組む。

④ 家向上委員会は、家長会議及び各委員会の意見を吸い上げ、方向性や具体案を提示する。

(3) 家長会議の充実

- ① リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組む。
- ② 家職員のまとめ役として、協調性を保ちながら職員を「支援」していく。
- ③ 家長会議の目的を明確にし、お互いに情報交換や悩みの相談が行える場にしていく。

(4) リスクマネジメントの充実

アクシデントが発生したら、遅くとも翌日の家内でケア会議を開き、同じ事故を起こさない対策を講じる。

(5) 職員会議の充実

- ① 各家の現況報告内容の充実（家での取り組みや課題等の相談の場とし、伝言・報告のみの場でなく話し合いの場にする。）
- ② 介護職員のレベルアップを図るため、研修等で得た知識や介護技術をフィードバックし、また介護者としての心得や基礎等原点に戻り、確認していく場にする。

(6) 家内会議

- ① 各家での取り組みを家職員で話し合い、統一したケア方針が持てるようにしていく。
- ② 共通した情報を得、協力・信頼・刺激しあうことで、職員一人ひとりのレベルアップと、ご利用者との「家づくり」を行っていく。

平成20年度 のどかな家事業計画

1. 家目標

『寄り添い上手』になることで共に和やかに楽しめる生活を目指す。

2. 方針

- (1) 前年度の家目標は、「ご家族の方が気軽に立ち寄れる家を目指す」でした。一部のご利用者の家族の方は、事あるごとに足を運んで下さり職員もコミュニケーションを図ることが出来ました。今後も、もっと多くの方に来て頂けるよう手紙や電話での働きかけを引き続き継続する。
- (2) 前年度の計画として「フェイスシートの確認をする」でした。全員のフェイスシートを記入する事が出来たのでそれを生かし、生き活きたケアプラン作りに取り組む。
- (3) 『尊厳とは何か』1年を通し課題として取り組んで行く。
(尊厳について積極的に職員がそれぞれに学び家会議等で話し合う。)

3. 具体的な計画

- (1) 職員間で意見交換し業務を見直すことで食事・おやつ以外でも、少しでもご利用者と同じ目線で会話をしながら寄り添う工夫をする。
- (2) 身体機能や精神面の安定が図られるようケア会議を充実させ、連絡ノートや口頭で周知しチームの連携を深める。
- (3) 生活の中に季節を感じられるような季節の花を飾り、家で匂いものをご利用者と共に調理するなどの内容を盛り込む。

4. 生活面の計画

- (1) 食事面について
 - ・ 五感を大切に楽しく美味しく食べられる雰囲気作りに努める。
(季節感を味わえる匂いものを利用し、一緒に作り一緒に食べることの原点に戻る。)
- (2) 排泄面について
 - ・ 排泄による爽快感を失わないような個別ケアに努める。
(潜在能力を維持するため、トイレ介助や排泄交換時に安全に配慮し、統一したケアをする。また状態により洗浄等行い不快感を取り除く。)
- (3) 入浴面について
 - ・ 安心してゆったりと安楽に入浴して頂くための工夫
(希望するお風呂形態がある方は、形にとらわれず、安全に配慮しながら希望を叶えられるよう努力をする。)

平成20年度 なごみの家事業計画

1. 家目標

職員同士のチームワークでご利用者と共に安全に楽しく生活できる家を目指す。

2. 方針

- (1) 前年度の家目標は「ご家族の方等と多くのコミュニケーションを図り、ご利用者の気持ちに寄り添いたい。」でした。今後も更にたくさんのご家族の方等に来て頂けるよう、来所時には必ず声かけ、ご利用者の近況を伝えていく。(手紙や電話でのコミュニケーションも引き続き行なっていく。)
- (2) ご利用者一人ひとりをもっとよく知る。(ご利用者の立場に立つ)
 - ・ 職員同士の意見交換をし、介護員の統一したケアを目指す。
- (3) 終末ケアに対しては昨年に引き続き、ご家族と共に心を込めて見送りが出来るよう努める。(看護職員との連携を密にする)

3. 具体的な計画

- (1) 連絡ノートの活用は現在もしているが更に一人ひとりの様子を職員が共通理解できるよう工夫をする。(個々にページを作るなど)
- (2) 誕生会
ご家族への声かけをしてお利用者へ合ったお祝いをしていきたい。(心に残る様なお祝い)
- (3) 雰囲気作り
少しでも時間を見つけ、ご利用者の傍に座ることで安心して過ごして頂きたい。家独自のレクや料理などで楽しんで頂ける家の雰囲気を作りたい。
- (4) 外出
買い物やドライブ、外食などで気分転換を図りたい。

4. 生活面の計画

- (1) 食事面について
 - ・ 季節感を味わえるものを一緒に作り一緒に美味しく食べる。
 - ・ ご利用者が食べたいものを食べたい時間に食べて頂けるよう工夫したい。(家内で作る、または厨房の協力のもとで作る)
- (2) 排泄面について
 - ・ その方にあったパットを検討して使用していく。
 - ・ 皮膚トラブルを見逃さない。
- (3) 入浴面について
 - ・ ご利用者の体調、(状態に合わせて)安全に、気持ちよく入浴して頂けるようにしていきたい。

1. 家目標

ご利用者とご家族の絆を強くし、終末期の看取り介護を家族と一緒に出来るようにする。

2. 方針

ご利用者の日々の生活を大切にし、本人とご家族の方が居心地の良い雰囲気を作ることにより、面会に来た時等、長居して頂けるようにする。また、ご家族・看護職員等との連絡を密にする事により、終末期には安楽に過せるようにする。

3. 具体的な計画

- (1) ご利用者の誕生日には、家族に往復はがき・電話などで連絡し、一緒に食事や会話等をして楽しく過ぎて頂けるようにする。また誕生日以外にも、ホームの行事などに参加して頂けるよう、ご家族の方が面会に来られたときや手紙によりお知らせし、ご利用者とご家族の方に楽しい時間を過ぎて頂く。参加できなかった家族の方には、その時の様子をお知らせし家族との絆を深めるように努める。
- (2) ご利用者やご家族の方とコミュニケーションを多く持つことで、信頼関係を深め、ご利用者やご家族の方が、今一番望んでいることは何かを知り、実現できるように密に話し合いをする。
- (3) ご利用者笑顔で優しく接し、一緒にお茶を飲み、傍にいる時間を多く持つことで、ご利用者が落ち着いて安心して過ごすことができるような、居心地の良い家にする。
- (4) ホームの行事やレクリエーションの参加、他の家と協力しドライブに出かけるなど、他の家との交流を深めることで気分転換を図り楽しく生活して頂くようにする。

4. 生活面の計画

(1) 食事面について

- ・ ご利用に合った食事形態で、食べやすい姿勢でペースを考えながら、美味しく食べて頂くようにする。
- ・ 高血糖のご利用者の健康状態を保てるように、看護職員・栄養士等との連携を密にする。
- ・ 食前・食後の口腔ケア・口腔マッサージを行う事で、食べる意欲を引き出すようにする。

(2) 排泄面について

- ・ 常に皮膚の状態を把握し、皮膚トラブルにならないようにパットの見直しを随時行なう。
- ・ 排泄の訴えを見逃さず、尚且つ自立を促すよう援助する。
- ・ 居室で殆ど過ごされているご利用者の排泄交換時は、スキンシップを図ることで、発語を促し、身体の拘縮を予防する。

(3) 入浴面について

- ・ ご利用者にあった入浴方法で、安全に気持ちよく、ゆっくり入浴して頂くようにする。
- ・ 入浴剤を使用し、心身共にリラックスして頂くようにする。
- ・ 皮膚の観察を常にする。

平成20年度ゆとりの家事業計画

1. 家目標

ご利用者、家族と共にやすらげる居心地の良い空間・環境・雰囲気づくりに努め、一緒に時間を共有することで信頼関係を深める。

2. 方針

一人ひとりの要望や伝えたいことを見出し、耳を傾け、迅速に対応することの難しさを痛感したので、一緒にお茶を飲みながらゆっくりと話を聴く関わりを大切にし、今本人が何をしたいのか、楽しみなどを受け入れ共感する。

3. 具体的計画

- (1) 一日の始まりとして生活にメリハリを付けるために朝食前にラジオ体操を実施する。
- (2) リハビリ（歩行訓練やマッサージ機の使用）やレクリエーション等を行い気分転換や交流を図る。
- (3) 四季を感じて頂くためにドライブや外出（外食や買い物）を実施する。
- (4) 面会時には、ご利用者を交え一緒にお茶を飲みながらコミュニケーションを図り、信頼関係を深める。
- (5) 誕生会や行事等に参加頂けるよう手紙や電話、面会時に連絡する。
- (6) 天気の良い日はおやつやおにぎり等を作り中庭でお茶会や昼食会を行う。

4. 生活面の計画

(1) 食事面について

旬の食材を利用し、五感で楽しめる食事・おやつを一緒に作る。また、本人に合った食事形態、補助具を使用し楽しく美味しく食事ができる環境に努める。

(2) 排泄面について

トイレ環境の整備（消臭対策）の実施。プライバシーや安全に配慮した支援等、環境整備を行う。

(3) 入浴面について

ゆったりと安全に入浴して頂けるよう個人に合った環境を整え、リラックスできるよう入浴剤を活用したり、また皮膚状態を良好に保つために保湿クリームなども活用する。

1. 家目標

ご利用者一人ひとりが毎日を笑顔で楽しく過ごせるよう支援するとともにコミュニケーションを多く図り信頼関係を築いていく。

ご利用者のご家族の方が絆を深めて頂けるようゆったりと過ごせる空間づくりをする。

2. 方針

ご利用者の希望や生活に合わせた支援を行い、優しい気持ちで接しスキンシップを多く図る。

パブリックスペースをつくり、ご利用者のご家族の方が居心地よく楽しく過ごせる場を提供する。

3. 具体的計画

- (1) ご利用者の誕生日には、ご家族の方に出席して頂けるよう面会を促し、楽しく心に残るような誕生日となるよう支援する。
- (2) ケア会議にてご利用者のケアで今何が大切で何が必要なのかを考慮し、ご利用者の個性を引きだし支援できるようにしていく。
- (3) 一年かけてご利用者のご家族と一緒にできる作品作りを行い、居室に飾ることでご利用者の楽しみをつくる。
- (4) 意思表示ができないご利用者の心のサインを、仕草や表情でキャッチし意思確認をしていく。

4. 生活面での計画

(1) 生活について

- ・ ご利用者の好きな花や季節の物を飾ることで季節感を感じ癒せるような環境を作っていく。
- ・ やさしい声かけと笑顔で接し、ご利用者が安心して過ごして頂けるよう心がける。
- ・ 四季折々の季節感を感じて頂くようドライブを計画し、他のユニットとの交流や外気浴、レクリエーションなどに参加して楽しみを増やしていく。

(2) 食事面について

- ・ 瀬戸物の食器を使用していき事、ぬくもりを感じて頂き食事を楽しんで頂く。
- ・ おやつ作りや季節を感じて頂ける行事食などを厨房と連携し、ご利用者と一緒に作り楽しみながら食べる。

(3) 排泄面について

- ・ 排泄パターンを把握し、ご利用者に合ったパットの使用と皮膚トラブルの防止に努める。

(4) 入浴面について

- ・ 安全・安楽なご利用者に合った入浴方法で、入浴剤を使用し家庭のお風呂と同じようにゆったりと気持ちよく入浴を楽しんで頂く。

1. 家目標

- (1) ご利用者一人ひとりが“生き生き”と元気な笑顔や笑い声のある生活空間づくりを目指す。
- (2) ご家族の方との関わりを密にし、ご利用者を知る。

2. 方針

- (1) ご家族の方とのコミュニケーションを密にとりながら信頼関係を深める。
- (2) ご家族の方が気軽に立ち寄れるような雰囲気・環境づくりに努める。
(挨拶・接待態度・言葉遣い等)

3. 具体的な計画

- (1) 誕生会 ご家族の方の意向も優先し、できるだけ参加して頂けるようにする。
(ご利用者・ご家族・スタッフ等の交流の場として)
- (2) 行事 地域や地区、ご家族の皆さんに行事に参加して頂けるような環境づくり。
(しめ縄づくり、団子さし、そば打ち等)
- (3) 生活 日常の生活状況がご家族の皆さんにも目で見てわかるよう、居室、普段の生活の様子を写真で記録しアルバムをつくりコメントなどを添えて生活記録としてアルバムとして残す。(ご利用者一人ひとりの生活記録をきちんと残せるようにしたい)

4. 生活面の計画

(1) 生活について

- ① ご利用者も皆さんの生活が生き生きとしたものになるようなレクリエーションや行事を展開していく。(散歩やミニレクリエーションを行い生活にメリハリをつけたい。)
- ② 外出 外で食事や買い物などやドライブの実施。

(2) 食事について

- ① 美味しく、楽しく食べて頂くために、季節を感じられる手作りの料理やおやつなどを味わって頂く。(季節や旬の食材を使っの昔ながらの料理やおやつ作り等)
- ② 個々のニーズにあった食事を提供できるようにする。
(栄養士、厨房スタッフを交えたご利用者食事に関する情報交換)

(3) 排泄面について

- ① 排泄状況を把握し、個々に合ったパットまたはオムツなど使用し、状況に応じて柔軟に対応できるようにする。

(4) 入浴面について

- ① 寝る前に入浴したいというご利用者の意見を反映し夜間浴を試行的に行う。
- ② 個々の身体や健康状態に考慮した入浴方法の検討と実施。
- ③ 入浴剤や季節を感じることでできる入浴(菖蒲湯、ゆず湯等)

平成20年度 くつろぎの家事業計画

1. 家目標

ご利用者が自宅での生活と変わらない毎日を過ごして頂けように、“生き””生き”と生活できる生活空間・家の雰囲気づくりをする。

2. 方針

- (1) ご家族の方とのコミュニケーションを図り現在の生活状況を報告する。
- (2) ご家族の方やお知り合いの方が来やすい雰囲気づくりに心がける。
(言葉遣い・接待態度など)

3. 具体的な計画

- (1) 誕生会
 - ・ ご利用者の希望メニューを取り入れるとともに、ご家族の方にも声かけし、思い出に残るよう家全体でお祝いをする。
- (2) ドライブ
 - ・ 「家」全員で、また交流も兼ね「西棟」で協力しながらドライブをする。
 - ・ 飯館の季節を五感で感じて頂けるようにしたい。
- (3) 外食
 - ・ いつもと違う雰囲気を味わって頂く。
 - ・ 食べたい物を召し上がって頂く。
(ご利用者の希望場所を聞き、事前に下調べをしておく。)

4. 生活面の計画

- (1) 食事面について
 - ① 季節の野菜や山菜を調理し、飯館の季節感を味わって頂く。
 - ② 個々にあった食事時間に召し上がって頂く事により「食」への楽しさを感じて頂く。
 - ③ 「家」でご利用者が食べたい物を聞いて調理し召し上がって頂く。
(ラーメン・蕎麦がきなど)
 - ④ 食前体操をする事によって、唾液の流出を促し咀嚼力を高める。
- (2) 排泄面について
 - ① 個々にあったパッドを検討し使用する。
 - ② 排泄する事に不快を感じさせないようにする。
- (3) 入浴面について
 - ① 個々にあった入浴をして頂く。
 - ② 入浴剤・季節の物(菖蒲・ゆず)を利用しゆったりと入浴して頂く。
(安心して入浴出来る様に言葉掛けし不安を感じさせない)

1. 家目標

ご利用者本人・ご家族の方との信頼関係大切に保ち、安心してご利用頂ける家をつくる。

2. 方針

常に、やさしく丁寧な対応を心がけ、不安や不愉快な思い、不信感、誤解を招くことのないように十分注意し、ご利用者・ご家族の方が安心してご利用頂けるようにする。

3. 具体的計画

- ・ ご利用になる前日にケア会議を行う。ケアマネージャー、在介、看護職員、栄養士、主任又は副主任、相談員、介護職員が参加し、家庭での生活内容、健康状態などを考慮し、より良いケアを検討する。また、ご利用者、ご家族の方の利用目的を十分に理解し、目的に沿えられるよう柔軟な態勢を試みる。
- ・ 「ショートステイ利用時準備物確認表」にご家族の方からの要望や自宅での様子など記入して頂き、介護職員からは利用中の様子などを記入し家族との繋がりを密にする。また、荷物の返却忘れのないように、受け入れ確認時から十分注意する。問題が生じた際は上司に報告を行うとともに、ご家族への連絡を速やかに対応しご理解を頂くようにする。
- ・ 日々の対応を振り返り、その日の反省すべき点や、ケアの喜び等を記していく。振り返り日記の記録により、反省・検討・改善・向上に繋げる。
例1) 入退居が多く、NC対応が遅れてしまった。イライラしてしまい、ご利用者さんに対して少しきつい口調になってしまっていた。
例 2) 皮膚トラブルを発見。看護職員に報告。早めの対応で悪化を防げた。

4. 生活面の計画

(1) 生活面について

- ・ 家庭での生活習慣をできるだけ変えることなく、ご利用者に合ったケアを心がける。
- ・ コミュニケーションを多くとり、ご利用者の心身の変化を見逃さない。
- ・ 過ごしやすい生活空間をつくる。(入居される居室位置やトイレの向き、テーブルの位置や高さ、テレビの場所等に配慮する。)
- ・ 環境の変化に伴うご利用者のメンタルケア面を常に検討して行く。

(2) 食事面について

- ・ 食べる事は楽しみの一つである。食べやすいように刻んだり、軟らかくしたり、嫌いな物を別品に変えるなど、ご利用者に合った食事により美味しく食べて頂く。
- ・ 作る楽しみを味わう。柏餅や団子、季節にあったものなど介護職員とともに調理して作る過程を楽しみ、また食べる意欲を促す。

(3) 排泄面について

- ・ 在宅と同じ排泄介助を行う。ご利用者のプライバシーを守り、ストレスにならないように注意する。
- ・ 生活の場が変わり、便秘になる方もいるので、その方の排泄パターンを知り、看護職員と連携して体調管理に努める。

(4) 入浴面について

- ・ ご利用者の状態に合わせ、個浴、機械浴を分け、ゆったりと安全に入浴して頂く。
- ・ 他のサービスとの情報交換を行い柔軟な対応を心がける。
- ・ 自宅のお風呂のように、好きな入浴剤を使用し、心身ともにリラックスされるように配慮する。

1. 基本方針

ご利用者とともに笑い、涙し、ときには悲しんだり、ごく普通に、ごくあたりのまえ生活を尊重し過ごして頂くため、心身面の健康管理を介護職員等とともに一つになり、生活支援をして行く。

また、暮らしの中において、その施設の答えでもある自然な“一番の笑顔”を求め努力を惜しまない。

2. 具体的な施策

(1) 業務計画

ご利用者及び職員の健康管理

① 健康状態の把握

ア) 介護職員と密な連絡をとり、気付きを見落とさないよう心がけ、心身の健康状態の把握と異常の早期発見に努める。

イ) 短期入所利用時においても、在宅での生活歴、送迎時の観察等知り得た情報を提供することで利用期間中の安全と安心を確保する。

ウ) ご利用者を支える職員に対しても、健康に関する相談窓口を設け、予防や早期治療に繋がられるようにする。

② 感染予防対策の徹底

ア) 感染症対策委員会を柱に何故必要なのかを知って頂くための活動を展開し意識を高めていく。

イ) 予防は、ご利用者だけではなく、職員にとってもどれだけ大切であるか、プラス面が多いかを知って頂く。それについての労を惜しまない。

③ 定期健康診断

ア) ご利用者（入居者）

年2回の基本検診、年1回の胸部レントゲン（結核検診）

イ) 職員

年2回の基本検診（夜勤業務従事者）年1回の基本検診（一般）

エ) 腰痛検査

年2回の専門医診察（特養介護員）年1回の腰部X-P（全員）

④ 健康の維持

ア) 「食」の見直し

ご利用者の嗜好が反映される食事提供を目指すことは、健やかに暮らすことに重要不可欠である。何よりも楽しく摂取することで得られる副産物に目を向けていきたい。そのためにも関連職員（管理栄養士等）を積極的に参加させ改善を図る。

イ) 口腔ケアの充実

介護予防の中でも重要なポジションを占める支援である。個別のケアに努め経口摂取の維持や誤嚥性肺炎の予防に努める。（アセスメント表の作成・ケア評価）

エ) フットケアの充実

専門職の指導の下、浮腫・糖尿病・白癬症に的をしぼりケアをしていくことで健康への意識を高めていく。（個別性を持たせるため各家で指導していく。）

オ) 褥瘡対策委員会の継続

褥瘡のみに限らず、皮膚の健康を意識した内容にしていく。各家から委員を選出し知識を深め早期発見早期治療を目指す。(データの充実を図り今後の対応に役立てる。)

カ) 内服薬の管理

正確に投与するなど、薬剤の管理については3度の確認を怠らない。

キ) 機能訓練実施

座位訓練・歩行訓練のみならず、ベッド上での拘縮予防運動の実施

ク) 受診への対応

定期・臨時受診の判断と計画を立て、他職種の協力を得て行う。家族への連絡調整も必須。入院中に関しては定期的に訪問し経過を見守り報告していく。

(2) 感染症対策

① 感染症対策委員会の継続

施設における感染症の知識を深めること、他事業所との協力体制を整えることで全体の質を高め、職員の健康に対する関心を深めていく。

② 感染症・専門知識のマニュアル作成

新人職員を含めた施設内研修実施

③ インフルエンザワクチン接種

配置医師により11月から1月の間に行うもの。基本的に1回接種。

(3) 診療所との協力体制

① ご利用者の身体の変化や取り巻く状況の変化など適宜報告し、指示を仰ぐ。

② 連絡を速やかに行うことで、病院への受診も円滑に行う。

(4) 看取り介護について

看護職員として、特別養護老人ホームという『生活の場』で何ができるか。ご本人や家族の希望にどれだけ沿えるかを常に課題とし、ご利用者の人生に最期まで関わるといふ、経験には言い表せないほどの価値があると思われる。

① 他職種との情報共有及び連携を密にする。

② 方針の明確化・ケアプランへの導入

③ 本人・家族との信頼関係を保つ。

④ 各専門職の権限・責任・能力を理解したうえでの協働

⑤ 重度化対応加算と看取り対応加算についての取り組み。

(5) 業務内容(職員配置と勤務時間)

東棟・・・3人配置、西棟・・・2人配置

早番・・・8時00分～17時00分

日勤・・・9時00分～18時00分

遅番・・・10時00分～19時00分

① 日課計画表

| | 午 前 | 午 後 |
|--------|---|---|
| 日 課 | ・夜間状況の把握 ・受診の確認 ショート送迎の確認 機能訓練 バイタルチェック 処方薬の管理 生活援助 | ケア会議出席 入浴者対応 医薬品と衛生材料の補充 記録 夜勤者への申し送り 配薬 |

② 年間・月間・習慣内容

| | 看護職が主体に担う | 他職種と連携して行う業務 |
|----|--|---|
| 年間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バイタルの管理 ・ 受診報告書管理 ・ 入院報告書管理 ・ 各委員会開催 ・ 施設内診療の調節と介助 ・ 予防接種 ・ 事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン作成 ・ 定期健診 ・ 受診介助 ・ 新規利用者の実態調査 ・ 機能訓練 ・ 行事への参加 |
| 月間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 体重測定 ・ 常備薬点検 ・ 衛生材料管理 ・ 勤務表作成 ・ 定例会の実施 ・ 機能訓練予定作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各行事への参加 ・ 予定表提出 ・ 各会議への出席（職員定例会、委員会、ケース） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期改心日の診療補助 ・ 処方薬分包 ・ 薬品発注、受理 ・ 処方薬の把握と服薬指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境、器具の点検と整備 ・ 短期入所者の送迎 ・ 通院の介助 ・ その他 |

1. 基本方針

原点に帰り、口から食べることの意義を再確認し、ご利用者一人ひとりの状態を把握しながら、経口での食事を実現していくことで生活の質の向上に繋がり生きる喜びとなるような食事を提供できるように努めていく。

2. 具体的な施策

(1) 食事サービスの向上

① 口からおいしく食べて頂ける食事の提供

ア) 食事形態の見直しを行い食形態の統合とメニューの多様化に取り組む。

- ・ ソフト食継続およびキザミ食にかわる軟らか食への取り組み。
- ・ 食材を工夫し、食べたい意欲を引き出せるような食事を提供する。

イ) 栄養ケアマネジメントを基に個別対応食を提供していく。

ウ) 体調の変化に応じた食事提供を柔軟に対応していく。

エ) 各委員会での検討結果を毎日の食事に反映させていく。

② 食の楽しみをプラスした期待感もてる食事の提供

ア) ご利用者の嗜好や意見を反映させながら献立を改善していく。

イ) 希望食の充実

- ・ 誕生日食 バースデーデザートメニュー表を作成、活用しながら選ぶ時点からの楽しみを膨らませる。
実績を残し次回に活かすため食事感想記録簿を継続していく。
- ・ 家希望食 誕生日食とは別に各家希望食（お楽しみ食）に取り組んでいく。
厨房担当者も入る毎月の家会議で、内容について話し合い2ヶ月に1回のペースで行う。（1週毎に各家をローテーションで回る。）
- ・ おやつ食 手作りにこだわり、レパートリーを増やしていく。
- ・ 行事食 調理職員の意見とやりがい感、季節感を盛り込みながら更に工夫していく。
- ・ 選択食 ご利用者の満足感に繋がるようホームに限らずデイサービスでも取り組んでいく。

(2) 安全な食事の提供

① 衛生管理の徹底

ア) 食中毒及び感染症予防に努め、安全で美味しい食事を提供する。

イ) 衛生意識を高めながら確認できるように厨房内清掃チェックシート記録を継続していく。

ウ) 衛生的で働きやすい環境作りに取り組む。

② 安全な食材を使用する

ア) 生鮮品に加えて冷凍食材についても原材料と産地確認を行う。

イ) 旬の食材を用いた手作り料理提供に努め、インスタントはできるだけ控える。

ウ) 安価で栄養価も高い旬の食材を取り入れコスト見直しを図りながら食材の産地消拡大に取り組んでいく。

③ 摂食・嚥下機能を維持するために必要な知識の習得に努める。

ア) 厨房内でも勉強会を行い口腔機能について学ぶ。

(3) 意識向上を図り食事サービスの質の向上に繋げていく

① 厨房会議の開催

「どうしたら実現できるか」前向きに取り組み検討しながら意見をまとめていく。

② 業務見直し

効率的に業務を行うため、常に見直す。皆で話し合い具体的な内容を全体に周知してから試行し結果を基に決定していく。

③ 厨房内委員会を継続し、更にやりがいを感じられるような運営を目指していく。

④ 各委員会に属し、情報を収集、共有化することで施設職員としての自覚を高める。

⑤ 常に変動するニーズに対応できる調理技術と専門知識の習得及び質の高い食事提供を目指し施設内、外での研修を行う。

- ・ 洋菓子店 ～ デザート部門充実、手作りヨーグルト応用の技術習得のため
- ・ 食事優良施設 ～ 介護食サービスを学び、反映させるため

⑥ 増床準備

平成21年4月からの30増床に向け、シフト体制や調理、配膳についてシュミレーションを踏まえ検討していく。

平成20年度 いたてデイサービスセンター 通所介護事業計画
《一般型デイサービス事業》

1. 基本方針

要介護者等の特性を踏まえて、ご利用者の有する能力に応じ、生きがいを持ち自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる支援及び機能訓練を行うことを目的とし、地域の関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。

2. 具体的な施策

(1) 重点強化項目

- ① ケアプランに基づくケアの実施（個別に沿った具体的なサービスを提供）
- ② ADLの強化と向上（アクティビティ、趣味の活動等）
- ③ ご利用者によるサービスメニューの選択で一日を有意義に過ごしてもらう。
（脳の活性化を図るもの、体を動かすもの、体を癒すものの中から選択）

(2) 利用対象者

要介護状態にある高齢者等

(3) 事業内容

① 主な内容

ア. 送 迎 イ. 食 事 ウ. 入 浴 エ. 機能訓練
オ. 生活相談 カ. 健康チェック キ. 日常生活援助

(4) 運営日

毎週月曜日・水曜日・木曜日・金曜日

(5) 重点強化項目

① ADLの強化と向上

ア. 心身の健康や身体機能の維持及びレベルアップを目指して、出来る限り体が動くように支援していく。（体操・日常動作訓練・ビーチバレー等のレクリエーション、太極拳、音楽等のプログラムを作成し、カレンダーに表示）

イ. 口腔内清掃及び嚥下機能の維持に努める。

（うがい、舌の運動、発声練習、嚥下体操等のプログラム作成、プログラムの実施）

② ご利用者同士の交流（アクティビティや趣味を生かした製作活動）

③ 地域ふれあいコース（仮称）

（ご利用者の希望にそのような日程を立て、買い物、ドライブ、役場や本屋など、近隣へ外出する機会をもつことで、ご利用者にとっての楽しみ、「自らの意思で用事ができる」とい生きがいを支援するよう行っていきたい。）

④ 毎月の行事食は、御利用者にご好評の「ぼたもち」や、新たな試みとして「選択食」を提供していく。

⑤ 時々おやつのお趣向を変えて提供する。

（季節を感じていただけるもの、コーヒーや紅茶など希望にそうもの等）

⑥ 天候を見ながら、帰りがけにバスハイクのようなかたちで楽しんで頂けるような配慮をする。（ルートでの配慮、季節を感じる、交流）

(6) 年間行事

- ① 誕生会・・毎月実施（利用者主体、参加型）
- ② レクリエーション大会・・年3回実施。応援合戦なども含めて実施していきたい。

| | 内 容 | | 内 容 |
|----|-----------------------|-----|----------------------|
| 4月 | 花見ドライブ | 10月 | 芋煮会 |
| 5月 | 花植え レクリエーション大会 | 11月 | 紅葉ドライブ レクリエーション大会 |
| 6月 | 初夏のドライブ | 12月 | クリスマス会 紅白カラオケ大会 |
| 7月 | 梅採り、梅漬け (収穫に応じて実施) | 1月 | |
| 8月 | レクリエーション大会 | 2月 | 節分 |
| 9月 | | 3月 | |

(7) 職員の配置

この事業を行うため次の職員を置くものとする。

施設長1人、生活相談員2人（1人兼務）、看護師・機能訓練指導員2人（1人兼務）、介護員6人（3人兼務）、調理員1人、運転手1人

(8) 利用定員

1日20人の範囲内

平成20年度 いたてデイサービスセンター 介護予防通所介護事業計画
 <<介護予防デイサービス事業>>

1. 基本方針

ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう援助に努めるとともに、心身の状況その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち資質を向上させ、質の高い真のサービス提供を目指す。

2. 具体的な施策

(1) 重点強化項目

① ケアプランに基づくケアの実施

② ADLの強化と向上

ア. 運動機能の強化・筋肉トレーニングの実施による筋肉の向上

(筋トレ用具を使用し、個人の体力に合わせたメニューを実施し筋力低下を防止する。)

イ. 口腔内清掃及び嚥下機能の維持に努める。

(うがい、舌の運動、発声練習、嚥下体操等のプログラム作成、プログラムの実施)

(2) 利用対象者

要支援1, 2にある高齢者

(3) 事業内容

① 主な内容

ア. 送迎 イ. 食事 ウ. 入浴 エ. 機能訓練
 オ. 生活相談 カ. 健康チェック キ. 日常生活援助

(4) 運営日

毎週月曜日から土曜日とする。

(5) 年間行事

① 誕生会・毎月実施(ご利用者主体、参加型)

② レクリエーション大会・年3回実施。応援合戦なども含めて実施していきたい。

③ 地域ふれあいコース(仮称)

(ご利用者の希望にそのような日程をたて、買い物、ドライブ、役場や本屋など近所へ外出する機会をもつ。ご利用者にとっての楽しみ、「自らの意思で用事ができる」という意味での支援や生きがいとなるよう行っていきたい。)

| | 内 容 | | 内 容 |
|----|---------------------------|-----|----------------------|
| 4月 | 花見ドライブ 基礎体力測定(握力・歩行速度) | 10月 | 芋煮会 |
| 5月 | 花植え レクリエーション大会 | 11月 | 紅葉ドライブ レクリエーション大会 |
| 6月 | 初夏のドライブ | 12月 | クリスマス会 紅白カラオケ大会 |
| 7月 | 梅採り、梅漬け (収穫に応じて実施) | 1月 | |
| 8月 | レクリエーション大会 | 2月 | 節分 |
| 9月 | 体力測定(握力・開眼片足立) | 3月 | ひな祭り・体力測定(握力等) |

(6) 職員の配置

- ① この事業を行うため次の職員を置くものとする。
- ② 生施設長 1 人、生活相談員 2 人（1 人兼務）、看護師・機能訓練指導員 2 人（1 人兼務）、介護員 6 人（3 人兼務）

(7) 利用定員

1 日 2 0 人の範囲内

平成20年度 いたてデイサービスセンター 地域密着型事業計画
《認知症対応型デイサービス事業》

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助及び余暇活動を通しADLを維持していただけるようにサービスを提供します。

四季折々の行事を活動の中に取り入れながら、家庭的な雰囲気の中で心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減が図れるようにサービスを提供します。

2. 具体的な施策

(1) 重点強化項目

- ① ケアプランに基づくケアの実施（個別に沿ったサービスを提供）
- ② ADLの維持と向上（個別に沿ったサービスを提供）
- ③ ご利用者のペースに合わせて、安心できる雰囲気をつくり、利用者の意志を尊重するように努めます。

(2) 利用対象者

要介護状態にある認知症高齢者

(3) 事業内容

- ① 送迎 送迎時に家族とのコミュニケーション（在宅での状態把握）を大切にし、安心して利用していただけるように、介護職員が添乗しています。
- ② 食事 ご利用者の状態に合わせた食事（嗜好）を提供し、月毎の行事食（ぼたもち・選択食）によって食事への楽しみとして捉えたい。
- ③ 入浴 体調の変化に留意し、安全、快適な入浴をしていただけるように声かけ・見守り・介助を行います。
- ④ 余暇活動（脳内トレーニング）
体操、ゲーム、音楽、パズル等を個々に応じたプログラムで対応できるようにしています。
- ⑤ 健康チェック 心身状態の観察を行うとともに、持参の薬の管理、服用の援助を行います。
- ⑥ 生活相談 日常の生活における悩みごと等の相談を行います。

(4) 運営日

毎週月曜日から土曜日とする。

(5) 年間行事

- ① 誕生会・・・毎月実施（利用者主体、参加型）
- ② レクリエーション大会・・・応援合戦なども含めて実施していきたい。
- ③ 毎週火曜日・土曜日・・・午後の時間を活用して壁飾り等の作成やレクリエーション等を実施していきたい。
- ④ 地域ふれあいコース（仮称）
（ご利用者の希望にそのような日程をたて、買い物、ドライブ、役場や本屋など近所へ外出する機会をもつ。ご利用者にとっての楽しみ、「自らの意思で用事ができる」という意味での支援や生きがいとなるよう行っていきたい。）

| | 内 容 | | 内 容 |
|----|-----------------------|-----|----------------------|
| 4月 | 花見ドライブ | 10月 | 芋煮会 |
| 5月 | 花植え レクリエーション大会 | 11月 | 紅葉ドライブ レクリエーション大会 |
| 6月 | 初夏のドライブ | 12月 | クリスマス会 紅白カラオケ大会 |
| 7月 | 梅採り、梅漬け (収穫に応じて実施) | 1月 | |
| 8月 | レクリエーション大会 | 2月 | 節分 |
| 9月 | | 3月 | ひな祭り |

(6) 職員の配置

この事業を行うため次の職員を置くものとする。

施設長 1 人、生活相談員 2 人（1 人兼務）、看護師・機能訓練指導員 2 人（1 人兼務）、介護員 6 人（3 人兼務）

(7) 利用定員

指定介護予防認知症対応型通所介護事業と併せ、1 日 1 2 人の範囲内

平成20年度 いいたてデイサービスセンター 地域密着型介護予防事業計画
《介護予防認知症対応型デイサービス事業》

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助及び余暇活動を通しADLを維持していただけるようにサービスを提供します。

四季折々の行事を活動の中に取り入れながら、家庭的な雰囲気の中で心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減が図れるようにサービスを提供します。

2. 具体的な施策

(1) 重点強化項目

- ① ケアプランに基づくケアの実施（個別に沿ったサービスを提供）
- ② ADLの維持と向上（個別に沿ったサービスを提供）
- ③ ご利用者のペースに合わせて、安心できる雰囲気をつくり、利用者の意志を尊重するように努めます。

(2) 利用対象者

要支援1, 2にある認知症高齢者

(3) 事業内容

- ① 送迎 送迎時に家族とのコミュニケーション（在宅での状態把握）を大切にし、安心して利用していただけるように、介護職員が添乗しています。
- ② 食事 ご利用者の状態に合わせた食事（嗜好）を提供し、月毎の行事食（ぼたもち・選択食）によって食事への楽しみとして捉えたい。
- ③ 入浴 体調の変化に留意し、安全、快適な入浴をしていただけるように声かけ・見守り・介助を行います。
- ④ 余暇活動（脳内トレーニング） 体操、ゲーム、音楽、趣味（手芸等）などを個々に応じたプログラムで対応できるようにしています。
- ⑤ 健康チェック 心身状態の観察を行うとともに、持参の薬の管理、服用の援助を行います。
- ⑥ 生活相談 日常の生活における悩みごと等の相談を行います。

(4) 運営日

毎週月曜日から土曜日とする。

(5) 年間行事

- ① 誕生会・・・毎月実施（利用者主体、参加型）
- ② レクリエーション大会・・・年3回実施。応援合戦なども含めて実施していきたい。
- ③ 毎週火曜日・土曜日・・・午後の時間を活用して壁飾り等の作成やレクリエーション等を実施していきたい。
- ④ 地域ふれあいコース（仮称）

（ご利用者の希望にそのような日程をたて、買い物、ドライブ、役場や本屋など近所へ外出する機会をもつ。ご利用者にとっての楽しみ、「自らの意思で用事ができる」という意味での支援や生きがいとなるよう行っていきたい。）

| | 内 容 | | 内 容 |
|----|-----------------------|-----|----------------------|
| 4月 | 花見ドライブ | 10月 | 芋煮会 |
| 5月 | 花植え レクリエーション大会 | 11月 | 紅葉ドライブ レクリエーション大会 |
| 6月 | 初夏のドライブ | 12月 | クリスマス会 紅白カラオケ大会 |
| 7月 | 梅採り、梅漬け (収穫に応じて実施) | 1月 | |
| 8月 | レクリエーション大会 | 2月 | 節分 |
| 9月 | | 3月 | ひな祭り |

(6) 職員の配置

この事業を行うため次の職員を置くものとする。

施設長 1 人、生活相談員 2 人（1 人兼務）、看護師・機能訓練指導員 2 人（1 人兼務）、介護員 6 人（3 人兼務）

(7) 利用定員

指定認知症対応型通所介護事業と併せ、1 日 1 2 人の範囲内

平成20年度いたてヘルパーステーション訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その人らしさの有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

要介護状態等にある高齢者

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。統一した支援や介護ができるよう、介護技術の自主研修や調理実習を行う。また、定例会時にも参考資料を出し、サービスの質の向上を図る。
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくとともに、介護者の立場も同時に考慮し支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートの活用
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図りながら、本人のできることは本人がやるよう支援する。
- (9) ご利用者の身体状況に応じ、自立に向けた生活ができるよう支援する。
- (10) 居宅支援事業所との連携を図る。
- (11) プライバシーを保護する。
- (12) ご利用者の身体状況に応じ、自立に向けた生活ができるよう支援する。
- (13) 言葉使いに十分注意し、ご利用者に不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

・所長1名、サービス提供責任者1名、介護員5名(兼務3名)

平成20年度いたてヘルパーステーション介護予防訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、要介護状態にならないよう、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

要支援状態にある高齢者

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- (2) ステーションにおいて定期的に、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくとともに、介護者の立場も同時に考慮して支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートの活用
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図りながら、本人のできることは本人がやるよう支援する。
- (9) ご利用者の身体状況に応じ、自立にむけた生活ができるよう支援する。
- (10) 包括支援センターとの連携を図る。
- (11) 言葉使いに十分注意し、ご利用者に不快感を与えない、常にありがとうの気持ちで接する。
- (12) プライバシーを保護する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

・所長1名、サービス提供責任者1名、介護員5名(兼務3名)

平成20年度いたてヘルパーステーション居宅介護等訪問介護事業計画
《障がい者自立支援》

1. 基本方針

ご利用者の尊厳、基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、ご利用者がその有する能力及び、適正に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、児童

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため介護計画に基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくとともに、介護者の立場も同時に考慮し支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) 利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートの活用
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図りながら、本人の出来ることは本人がやるよう支援する。
- (9) 市町村・包括支援センターとの連携を図る。
- (10) 言葉使いに十分注意し、ご利用者に不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。
- (11) プライバシーを保護する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

・所長1名、サービス提供責任者1名、介護員5名(兼務3名)

平成20年度いたてヘルパーステーション訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要介護状態等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分がきちんと介護されているという安心感を定期的な入浴の訪問で感じていただき、生活機能を維持、向上させられるよう援助する。
- (3) 関連機関との密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術サービスを提供することによって、ご利用者の方が安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中も出来るだけ会話するように努め、身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

褥瘡の発生を予防し、さらに褥瘡を軽快、治癒させる効果を期待する。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含めて、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス援助時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 医療処置を受けられている場合は医師の往診、訪問介護サービスも同時に利用しているので、連絡ノートを活用し連携を図る。
- ② 新規利用の場合は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーと同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告を小まめに行い連携を密にする。
- ③ 担当者会議等に参加し、他事業所との連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② より多くの方に理解をしていただくため、訪問入浴の講習会を行う。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書でも確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理に入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 利用者の介護等に関する悩み事や、相談にも随時応じます。
- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、利用者及び家族の知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時はご家族、主治医、緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

4. 職員の配置

- ・ 所長 1 名、准看護師 2 名（兼務 1 名）介護員 2 名

平成20年度いたてヘルパーステーション介護予防訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要支援者等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分がきちんと介護されているという安心感を定期的な入浴の訪問で感じていただき、生活機能を維持、向上させられるよう援助する。
- (3) 関連機関との密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術サービスを提供することによって、ご利用者の方が安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中も出来るだけ会話するように努め、身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含めて、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス援助時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 新規利用の場合は、包括支援センターの担当者と同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告をこまめに行い、連携を密にする。
- ② 担当者会議等に参加し連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② より多くの方に理解をしていただくため、訪問入浴の講習会を行う。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書でも確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理に入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 利用者の介護等に関する悩み事や、相談にも随時応じます。
- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、利用者及び家族の知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時はご家族、主治医、緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

4. 職員の配置

- ・ 所長1名、准看護師2名（兼務1名）介護員2名

平成20年度 いいたて在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向をふまえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成しそのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整し、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 利用者・家族の信頼を得る

利用者のケアプラン作成を立案するにあたり、利用者とその家族との信頼関係を得るためにコミュニケーションを大事にする。

(2) 利用者・家族の課題を正確にとらえる

利用者・家族の抱える課題を正確にとらえるため、アセスメントを正確に行う。

(3) 利用者・家族への情報提供をする

利用者・家族が必要としている制度情報やサービス情報を適切に提供する。

(4) モニタリングを行う

毎月、モニタリングを行い常に状況を把握し状態にあったサービスが提供できるよう努める。

(5) 利用者の立場に立つ

常に利用者の立場に立ち対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント(課題分析)

利用者・家族の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし、利用者の状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議(ケアカンファレンス)

利用者・家族・サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することでその思いをチーム全員が共有できると共に、利用者や家族が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらおう。

(3) モニタリング(サービス実施状況の把握及び評価)

モニタリングは利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し(再アセスメント)

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じたら、その内容を確認し利用者の状態の変化及びニーズを把握し再アセスメントを行い居宅サービス計画を見直し作成する。

(5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を作成し翌月10日までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

(1) ケアマネジメントの充実

- (2) ケアマネジメントの基本プロセスの充実
アセスメントを十分に行い、利用者の状態像を十分に把握する。
- (3) サービス担当者会議の充実
サービス担当者がケア方針をもたないまま各サービスが提供されないよう、ケアプランに組み込まれたサービスが要介護状態の維持と改善につながるようにする。
- (4) 主治医をはじめとした他職種連携の充実
利用者の生活課題の解決に至るよう、主治医をはじめさまざまな生活援助サービスとの連携を十分とる。
- (5) 継続的なケアマネジメントの充実
利用者の状態の変化に応じて、継続的に適切なサービスが提供されるように支援し、在宅と病院の間で入退院を繰り返す場合等の利用者にも継続的なケアマネジメントが実施できるよう努める。
- (6) 公平・中立性
居宅介護支援事業所が施設に併設されていることから、ケアプランに併設事業所のサービスがかたよらないようにする。

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

- (1) 専門知識・技術向上を図る。定期的な演習研修を受講し、利用者に適切なケアマネジメントが行えるよう努める。
- (2) 利用者から不満や苦情があれば、迅速かつ適切な対応を図れるようにする。
- (3) 秘密保持厳守、及び個人情報の取り扱いを適正に行う。
- (4) 困難事例ケース検討、及び新規ケースの情報の共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

- (1) 介護保険制度及びサービス内容の周知をする。
- (2) 介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。
- (3) 行政区単位の介護者の集いを開催し、介護者のメンタルケアの充実を図る。

6. 各関係機関との連携の強化

- (1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にし利用者のニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。

7. 職員配置

所長 1名 介護支援専門員 4名

1. 基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できるだけ要介護状態にならないよう予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態変化に応じ、切れ目なく提供することが必要となることから、地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

(1) 基本方針の三本柱

地域包括支援センターは、以下のような基本的な視点に立脚した運営を行います。

① 公益性の視点

介護保険制度をはじめとする村の介護・福祉行政の一翼を担い「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営に努める。

② 地域性の視点

村の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。

③ 協働性の視点

地域の中に積極的に入り問題の早期発見に努める。又地域の保健福祉・医療・介護の専門職やボランティア・民生児童委員など福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図る。

2. 具体的な施策

地域包括支援センターは、目的を実現するために、次の事業を実施する。

(1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

① 高齢者やその家族の相談に応じ、訪問による実態把握、保健医療、社会福祉等の情報の提供、各種サービスの繋ぎ、関係機関との連絡調整、高齢者の虐待防止及び早期発見のための事業を行う。

ア. 地域における様々な関係者とのネットワーク構築

イ. ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握

ウ. サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援

エ. 権利擁護の観点からの対応が必要な方への支援

(20年度重点事業)

① 一人暮らし高齢者の引き続きの訪問

② 高齢者実態把握の整理と村への高齢者施策の提言

③ 村の虐待対応マニュアル・フローチャートをうけて具体的な包括の対応のマニュアル・フローチャートの作成

④ ケース検討会

(2) 包括的・継続的マネジメント事業

① 主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。

ア. 日常的個別指導・相談業務

イ. 支援困難事例等への指導・助言業務

ウ. 包括的・継続的なケア体制の構築業務

エ. 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

(20年度重点事業)

② ケアマネから相談のあった困難事例の事例検討会の実施

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐよう、又要介護状態になったとしても状態がそれ以上悪化しないように支援する。

ア. 新予防給付

イ. 介護予防特定高齢者施策

新予防給付

介護保険の軽度認定者（要支援1・2）に対するケアマネジメントを実施します。

ア. 利用申込みの受付

イ. 契約締結

ウ. アセスメント

エ. 介護予防サービス計画原案の作成

オ. サービス担当者会議の開催

カ. 介護予防サービス計画書の交付

キ. サービス提供における連絡調整

ク. モニタリング

ケ. 計画の達成状況の評価

コ. 給付管理業務

サ. 介護報酬の請求

介護予防特定高齢者施策

① 村が相談又は訪問等の機会に生活機能低下の早期把握を目的とした「基本チェックリスト」を活用し、介護予防事業の利用が必要と思われる特定高齢者（虚弱高齢者：高齢者人口の5%程度を想定）を把握する。それを受けて、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、廃用による生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、支援して行く。

② 一定期間後の評価及び必要に応じて計画の見直しを行う。

ア. 一次アセスメント

イ. 介護予防ケアプランの作成

ウ. サービス提供後の再アセスメント

エ. 事業評価

（20年度重点事業）

① 認定のみでサービス利用のない高齢者のフォロー、実態を把握し、無駄な更新の見直し、地区のミニデイサービスへの活用へのつなぎを行う。

② 特定高齢者の決定プロセスへの村への提言（基本検診未受診者に対する対策）

③ 介護予防事業への参加勧奨

(4) 地域ケア体制確立のためのネットワークの強化

介護保険サービス、保健福祉サービスを効果的に提供していくために、サービス提供体制ごとに次のようなネットワークの強化を図る。

① 介護保険サービスネットワークの強化

村、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を中核とし、介護サービスが適正に実施されるよう、居宅介護サービス事業者や介護保険施設、医療機関、関連機関との連携を強化する。

② 専門的ネットワーク体制の強化

地域包括支援センターを中核に、地区内の様々なサービスや相談などをコーディネートできるように、地域内の医療機関、民生委員・児童委員などとの連携を強化する。

③ コミュニティネットワーク体制の強化

高齢者にもっとも身近なコミュニティエリア内における行政区等各団体間の連携を強化し、支援を必要としている人を早期に発見したり、見守ったりする体制や、きめ細やかなサービス提供ができる体制を整備する。

(20年度重点事業)

- ① 民生委員会への定期的な参加
- ② 一人暮らし、日中一人暮らし、の緊急時の地域の見守り、声掛け運動を広めていく活動ができる地区ごとに検討
- ③ 地域ケア会議にて、問題を継続的に話し合いながら地域のネットワーク、関係機関のネットワークを図っていく。

3. 委託事業

(1) 村の委託により、創意工夫を生かした多様な事業を実施します。

- ① 家族介護支援事業等
 - ア. 家族介護教室
 - イ. 家族介護者交流事業
 - ウ. 介護用品給付事業

(20年度重点事業)

- ① 小学生対象の介護教室の企画（社会福祉協議会との共催）
- ② 各地区への介護者相談会（居宅支援事業所との共催）
- ③ すまいるの再構築と支援
- ④ 介護者の講演会

4. 職員の配置

(1) 所長 1 名、保健師 1 名、介護支援専門員 1 名

やまゆり保育所事業計画書

(1) 基本理念

- ① 子どもたちの目線に立ち・共感しながら・一人ひとりに応じた保育にあたります。
- ② 子どもに寄り添い・学ぶ・遊びをとおして、強い心と丈夫な身体を作ります。
- ③ 保護者や地域と連携し子どもたちの成長を育み見守っていきます。

(2) 保育の基本方針

- ① 一人ひとりの個性を尊重し、引き出しながら自主性を育む
- ② 自発的な遊びを通して、心身の健康と自立を育む
- ④ 人との関わりを大切に、社会性と自律、協調性を育む
- ⑤ 家庭との連携を大切に、子どもの成長を共に見守る

(3) 保育の目標

- ① 0歳：家庭との連携を密にし、気持ち良く過ごす（安心して眠る）ことができる生活リズムをつくる。
子どもの発声・喃語を受けとめ、優しく語りかけ、指さし、言葉へと上げていく。
- ② 1歳：私たちの言葉がけとお手伝いをきっかけに、自分でしようとする気持ちを育む。
見守りにより好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり、一人遊びを十分に楽しむ。
- ③ 2歳：自分の思いをしっかりと主張し、思い通りならないことを味わいながら、少しずつ自分の気持ちをコントロールしていける様に支援していく。
感動や喜びを共感し合うなかで、友達と一緒に遊ぶ（つもり、見立て、ふり遊び）楽しさを知らせていく。
- ④ 3歳：自分の思ったことや感じたこと、生活や遊びに必要な事を言葉に表し、私たちや友だちと言葉のやりとりを楽しむ。
見たり聞いたり触れたりして、感じたことを描いたり、歌ったり、体を動かして自由に表現できるようにする。
- ⑤ 4歳：人の話を注意して聞き、自分の気持ちを言葉で相手にわかるように伝え、会話を楽しむことができるようにする。
友だちと一緒に様々な運動やあそびを工夫したりルールを考えたりして遊ぶことを楽しむ。
- ⑥ 5歳：異年齢の子どもに思いやりをもって、声をかけたり遊んだりするようにする。

(4) 定員 40名

| 年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 人数 | 3人 | 15人 | 22人 | 人 | 人 |

(5) 職員

| 職種 | 施設長 | 主任保育士 | 保育士 | 栄養士 | 調理員 |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 人数 | 1人 | 1人 | 13人 | 1人 | 2人 |

平成20年度 年間行事予定表

やまゆり保育

所

| | 4 月 | | 5 月 | | 6 月 | | 7 月 | | 8 月 | | 9 月 | |
|-----------|-----|-----------------|-------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|--------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 | 火 | 安全点検 | 木 | 安全点検 | 日 | | 火 | 安全点検 | 金 | 安全点検 | 月 | 安全点検 |
| 2 | 水 | | 金 | こども会 | 月 | 安全点検 | 水 | | 土 | 夏祭り | 火 | |
| 3 | 木 | | 土 | 憲法記念日 | 火 | | 木 | | 日 | | 水 | |
| 4 | 金 | | 日 | みどりの日 | 水 | | 金 | | 月 | | 木 | |
| 5 | 土 | 入所式 | 月 | こどもの日 | 木 | 内科検診 | 土 | | 火 | | 金 | |
| 6 | 日 | | 火 | 振替休日 | 金 | 歯科検診 | 日 | | 水 | 防犯教室 | 土 | 園外保育 |
| 7 | 月 | | 水 | | 土 | | 月 | たなばた 会 | 木 | | 日 | |
| 8 | 火 | | 木 | | 日 | | 火 | | 金 | | 月 | |
| 9 | 水 | | 金 | | 月 | | 水 | | 土 | 給食試食会 | 火 | |
| 10 | 木 | | 土 | 給食試食会 | 火 | | 木 | | 日 | | 水 | |
| 11 | 金 | | 日 | | 水 | | 金 | | 月 | | 木 | |
| 12 | 土 | | 月 | | 木 | 眼科検診 | 土 | 給食試食会 | 火 | 発育測定 (ば) (み) | 金 | |
| 13 | 日 | | 火 | | 金 | | 日 | | 水 | 発育測定 (い) (さ) | 土 | 給食試食会 |
| 14 | 月 | | 水 | 交通安全教室 寄生虫卵検査 | 土 | 給食試食会 | 月 | | 木 | | 日 | |
| 15 | 火 | 発育測定 (ば) (み) | 木 | 発育測定 (ば) (み) 愛情弁当の日 | 日 | | 火 | 発育測定 (ば) (み) | 金 | | 月 | 敬老の日 |
| 16 | 水 | 発育測定 (い) (さ) | 金 | 発育測定 (い) (さ) | 月 | 発育測定 (ば) (み) | 水 | 発育測定 (い) (さ) | 土 | | 火 | 発育測定 (ば) (み) |
| 17 | 木 | | 土 | | 火 | 発育測定 (い) (さ) | 木 | | 日 | | 水 | 発育測定 (い) (さ) |
| 18 | 金 | | 日 | | 水 | | 金 | | 月 | | 木 | |
| 19 | 土 | | 月 | | 木 | | 土 | | 火 | | 金 | |
| 20 | 日 | | 火 | | 金 | | 日 | | 水 | | 土 | |
| 21 | 月 | | 水 | 防犯教室 | 土 | | 月 | 海の日 | 木 | | 日 | |
| 22 | 火 | | 木 | | 日 | | 火 | | 金 | 避難訓練 | 月 | |
| 23 | 水 | | 金 | | 月 | | 水 | | 土 | | 火 | 秋分の日 |
| 24 | 木 | | 土 | 子育てサロン 保育参観 | 火 | | 木 | | 日 | | 水 | |
| 25 | 金 | 避難訓練 | 日 | | 水 | 避難訓練 | 金 | 避難訓練 | 月 | | 木 | 避難訓練 |
| 26 | 土 | | 月 | 避難訓練 | 木 | | 土 | | 火 | | 金 | |
| 27 | 日 | | 火 | | 金 | | 日 | | 水 | | 土 | 親子遠足 |
| 28 | 月 | | 水 | 寄生虫卵検査 (2次検査) | 土 | | 月 | | 木 | 交通安全教室 | 日 | |
| 29 | 火 | 昭和の日 | 木 | | 日 | 環境整備 作業 | 火 | | 金 | | 月 | |
| 30 | 水 | | 金 | | 月 | | 水 | じゃがい も掘り | 土 | | 火 | |
| 31 | | | 土 | | | | 木 | | 日 | | | |
| 保護者 参加 | 入所式 | | 子育てサロン 保育参観 給食試食会 | | 環境整備作業 給食試食会 | | 給食試食会 | | 夏祭り 給食試食会 | | 親子遠足 給食試食会 | |

| | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | |
|-------|-----|------------|-------------------|------------|----------------|----------------|-------|------------|-------|------------|--|-----------------|
| 1 | 水 | 安全点検 | 土 | | 月 | 安全点検 | 木 | 元日 | 日 | | 日 | |
| 2 | 木 | | 日 | | 火 | | 金 | | 月 | 安全点検 | 月 | 安全点検 |
| 3 | 金 | | 月 | 文化の日 | 水 | | 土 | | 火 | 豆まき会 | 火 | ひな祭り会 自由保育参観 |
| 4 | 土 | | 火 | 安全点検 | 木 | | 日 | | 水 | | 水 | |
| 5 | 日 | | 水 | 防犯教室 | 金 | | 月 | 安全点検 | 木 | | 木 | |
| 6 | 月 | | 木 | 内科検診 | 土 | | 火 | | 金 | 愛情弁当の日 | 金 | |
| 7 | 火 | | 金 | 歯科検診 | 日 | | 水 | | 土 | | 土 | |
| 8 | 水 | さつまいも掘り | 土 | おやつ作り教室 | 月 | | 木 | | 日 | | 日 | |
| 9 | 木 | 寄生虫卵検査 | 日 | | 火 | | 金 | | 月 | | 月 | |
| 10 | 金 | | 月 | | 水 | | 土 | 給食試食会 | 火 | | 火 | |
| 11 | 土 | 給食試食会 | 火 | | 木 | | 日 | | 水 | 建国記念の日 | 水 | |
| 12 | 日 | | 水 | | 金 | | 月 | 成人の日 | 木 | | 木 | |
| 13 | 月 | 体育の日 | 木 | | 土 | 子育てサロン 保育参観 | 火 | | 金 | | 金 | 入所説明会 |
| 14 | 火 | | 金 | 七五三宮参り | 日 | | 水 | だんごさし | 土 | 給食試食会 | 土 | 給食試食会 |
| 15 | 水 | 発育測定(ば)(み) | 土 | | 月 | 発育測定(ば)(み) | 木 | 発育測定(ば)(み) | 日 | | 日 | 環境整備作業 |
| 16 | 木 | 発育測定(い)(さ) | 日 | | 火 | 発育測定(い)(さ) | 金 | 発育測定(い)(さ) | 月 | 発育測定(ば)(み) | 月 | 発育測定(ば)(み) |
| 17 | 金 | | 月 | 発育測定(ば)(み) | 水 | | 土 | | 火 | 発育測定(い)(さ) | 火 | 発育測定(い)(さ) |
| 18 | 土 | | 火 | 発育測定(い)(さ) | 木 | | 日 | | 水 | | 水 | |
| 19 | 日 | | 水 | | 金 | | 月 | | 木 | | 木 | お別れ会 |
| 20 | 月 | | 木 | 愛情弁当の日 | 土 | | 火 | | 金 | | 金 | 春分の日 |
| 21 | 火 | | 金 | | 日 | 冬至 | 水 | だんごはずし | 土 | | 土 | |
| 22 | 水 | | 土 | | 月 | | 木 | | 日 | | 日 | |
| 23 | 木 | | 日 | 勤労感謝の日 | 火 | 天皇誕生日 | 金 | | 月 | | 月 | |
| 24 | 金 | | 月 | 振替休日 | 水 | | 土 | | 火 | | 火 | |
| 25 | 土 | 村祭り | 火 | 避難訓練 | 木 | 避難訓練 | 日 | | 水 | 避難訓練 | 水 | 防災教室 |
| 26 | 日 | | 水 | | 金 | | 月 | 避難訓練 | 木 | | 木 | |
| 27 | 月 | 防災教室 | 木 | | 土 | | 火 | | 金 | | 金 | |
| 28 | 火 | | 金 | | 日 | | 水 | | 土 | | 土 | 修了式 |
| 29 | 水 | | 土 | | 月 | | 木 | | / | | 日 | |
| 30 | 木 | | 日 | 環境整備作業 | 火 | | 金 | | | | 月 | |
| 31 | 金 | | / | | 水 | | 土 | | / | | 火 | 新年度準備 |
| 保護者参加 | | | 環境整備作業 おやつ作り教室 | | 子育てサロン 保育参観 | | 給食試食会 | | 給食試食会 | | 自由保育参観 入所説明会 環境整備作業 給食試食会・修了式 | |

*誕生者に応じて誕生会 *環境整備作業は、1家庭につき年1回 *都合により予定が変更になることもあります。

平成20年度 事務室事業計画

1. 基本方針

法人の理念に沿って、互いに連携を図り、より良い繋がりのあるサービス提供ができるよう支援すると共に、本年度は、保育所の運営をすることで、各事業所間がスムーズな連絡調整を行なえるようなシステムづくりに取り組む。

2. 基本的姿勢

各事業所の土台となり、各事業所をサポート、後方支援する役目を担う。

3. 具体的な施策

前年度の課題から、『勤め人としての基本姿勢』『ルールとモラル』について勉強会を行なう。

(1) 福祉人としての福祉の心についての勉強会の実施

(昨年度と同様な形で5月に1週間実施)

- ・全事業所を対象に行なう。

(2) 大人としての挨拶やモラル、そしてルールの意味を再度周知徹底する。

(昨年度と同様な形で6月に1週間実施)

- ・全事業所を対象に行なう。

4. 一般業務

(1) 各制度の熟知に努める。(昨年同様)

- ① 担当者は、通知文やインターネットから積極的に制度及び関連情報を熟知し、定例会に於いてフィードバックに努める。
- ② 内外研修会に積極的に参加する。最新情報の収集に努めると共に、他施設との情報交換、常に一步リードを目指し業務に努める。

(2) 広報誌の発行(昨年同様)

- ① 茶園夢=年4回(6月、9月、12月、3月)発行

(3) 業務の効率化

- ① 業務内容を再点検し、無駄な物品の購入を控え、節約をしながら、施設全体がより効率的且つスムーズに業務遂行できるよう検討する体制を整える。
- ② 保育所の事務が増えることにより、再度事務分掌を編成し、効率的且つ専門分野のエキスパートになれるよう努める。(一時分担は4月より、本格的再編成は6月から)